振動工具自主点検表（刈払機用）

様式 ６の２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | 点検日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 所在地 | 〒　　　－　　　　電話番号　　　－　　　－　　　 | 振動工具管理責任者 |  |
| 自主点検者 |  |
| 労働者数(うち刈払機使用労働者) | 　　　　　　　　人（　　　　　人) | 刈払機保有台数 | メーカー | (　　　　　　　　　　－　　　台) |
| (　　　　　　　　　　－　　　台) |
| (　　　　　　　　　　－　　　台) |
| **□に✓を付けるとともに、(　)に記入する。** |
| **工具の選定基準**　低振動であるなど振動工具の選定は適切なものを選んでいるか。 | □はい　　　　　　　□いいえ |
| **振動作業の作業時間の管理**１　振動業務と振動業務以外を組み合わせて、振動業務に従事しない日を設けているか。 | □はい　　　　　　　□いいえ |
| ２　日振動ばく露量A(８)に基づく作業管理 |  |
| (１)日振動ばく露量A(８)を算定しているか。※「していない」場合は「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」から日振動ばく露量A(８)を算定すること。 | □している　　　　　□していない |
| (２)日振動ばく露量限界値(５.０ｍ/ｓ２)を超えないよう措置を講じているか。※「講じていない」場合は、振動ばく露時間の抑制、低振動工具の選定等の措置を講じること。 | □講じている　　　　□講じていない |
| (３)日振動ばく露量対策値(２.５ｍ/ｓ２) を超えないよう対策を講じているか。※「講じていない」場合は、（２）と同様の措置を実施するよう努める。 | □講じている　　　　□講じていない |
| (４)日振動ばく露量限界値に対応する１日の振動ばく露時間（振動ばく露限界時間）が２時間を超えるか。※１「２時間以下」の場合は、２時間以下の当該時間以下の振動ばく露時間とする。※２「２時間を超える」場合は、「２時間以下」の振動ばく露時間とする。※３「２時間を超える」場合であっても、以下の①～③の要件の全てを満たす場合には２時間を超えることができるが、この場合でも４時間以下とする。　　① 適切な整備・点検を実施している。　　② 使用する個々の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」を点検・整備の前後を含めて測定・算出している。　　③ 振動ばく露限界時間を②の測定・算出値の最大値に対応したものとしている。※４上記①～③以外の場合は、１日の振動ばく露時間を２時間以下とする。 | □２時間以下　　　　□２時間を超える |
| (５)「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」が把握できない場合　　　類似の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」を参考に算出した振動ばく露限界時間が２時間を超えるか。※１「２時間を超える」場合は、２時間以下のできるだけ短時間とする。※２ 作業の性格上、同一の作業者が同一の現場で連続して作業を行うことが不可欠である場合でかつ日振動ばく露量が５.０ｍ/ｓ２を超える場合には、１週間の作業計画を作成した上で、振動ばく露を１日８時間５日（週４０時間）として算出し、日振動ばく露量A(８)を５.０ｍ/ｓ２以下とする１日の振動ばく露許容時間としてやむを得ないこととする。 | □２時間以下　　　　□２時間を超える |
| (６)作業の計画を作成し、書面等により労働者を示しているか。 | □はい　　　　　　　□いいえ |
| (７)１日に複数の振動工具（刈払機を含む。）を使用するか。※「使用する」場合は、個々の振動工具（刈払機を含む。）ごとの「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」等から日振動ばく露量A(８)を算定する。 | □使用しない　　　　□使用する |
| ３　一連続の振動ばく露時間を概ね３０分以内とし、かつ、５分以上の休止時間を設けているか。 | □はい　　　　　　　□いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| **工具操作時の措置**１　工具の操作方法(１)ハンドル又はレバー以外の部分を持たないようにしているか。※ハンドル又はレバーは過度に強く握らず、かつ、強く押さないこと。 | □はい　　　　　　　□いいえ |
| ２　作業方法(１)筋の緊張が持続する作業方法 | □避けている　　　　□避けていない |
| (２)振動が直接身体に伝わる作業方法 | □避けている　　　　□避けていない |
| (３）振動工具の排気を直接吸い込むおそれのある作業方法 | □避けている　　　　□避けていない |
| (４)振動工具の支持 | □アーム等により支持している　□していない |
| ３　丸のこ等の選定及び管理丸のこ等は加工の目的、被加工物の性状等に適合し、かつ、適切に設備されたものを使用しているか。 | □はい　　　　　　　□いいえ |
| **点検・設備**振動工具を製造者が取扱説明者書等で示した時期・方法により定期的に点検・整備し常に最良の状態に保っているか。 | □はい　　　　　　　□いいえ |
| **振動工具管理責任者**１　選任状況 | □選任している　　　□選任していない |
| ２　職務の実施状況※振動工具管理責任者の職務は、刈払機の点検・設備状況の定期的な確認及びその状況の記録です。 | □実施している　　　□実施していない |
| ３　作業基準の設定※「定めていない」場合は、振動工具の取扱い及び整備の方法並びに作業の方法について、適切な作業基準を具体的に定めること。 | □定めている　　　　□定めていない |
| **施設の整備**１　休憩施設等(１)屋外作業における休憩施設、かつ暖房の措置の有無※（１）のほか手洗いのための温水を供給する措置を講ずることが望まし。 | □有　　　　　　　　□無 |
| ２　衣服が濡れる作業を行なう場合の衣服を乾燥するための設備の有無 | □有　　　　　　　　□無 |
| **保護具の支給及び使用** |
| **保護具の支給及び使用**１　防振保護具 | □使用させている　　□使用させていない |
| ２　防音保護具（９０dB(A)以上の作業）※作業者に防振保護具および防音保護具を支給し、使用させること。 | □使用させている　　□使用させていない |
| **体操等の実施** | □実施　　　　　　　□未実施 |
| 実施は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□作業開始前 | □作業間　　　　　　□作業終了後 |
| 特殊健康診断１　第一次健康診断の実施者数　　　　　　　(　　　　　)人２　第二次健康診断の実施者数　　　　　　　(　　　　　)人３　第二次健康診断の実施者数のうち、管理B(　　　　　)人、管理C(　　　　　)人、４　管理B及び管理Cの者に対する事後措置の有無　　　　　　　　　　　　　　　　　　□有　　　　　　　　□無事後措置について　(具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| **安全衛生教育の実施** | □実施している　　　□実施していない |
| ※安全衛生教育は、日振動ばく露量A(８)による作業管理等を含みます。 |

＊振動障害総合対策の推進について（平成21年７月10日付け基発0710第5号)第1の3の(1)で示された別紙2の振動工具自主点検表（チェーンソー以外用）を基に作成しています。